

西多摩地区町村立小学校教科用図書採択要綱に関する実施細目

この細目は、学習指導要領及び西多摩地区町村立学校教科用図書採択要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その実施に関する必要な事項を定めるものとする。

1 採択協議会の設置期間及び委員等の任期

(1) 採択協議会

ア 採択協議会を置く期間は、第1回採択協議会開催日から令和元年8月31日までとする。

イ 採択協議会委員の任期は、第1回採択協議会開催日から令和元年8月31日までとする。

(2) 調査委員会

調査委員会委員の任期は、委嘱の日から令和元年8月31日までとする。

(3) 専門部会

専門部会部員の任期は、委嘱の日から令和元年8月31日までとする。

2 調査研究

調査研究の対象は、令和2年度使用小学校教科用図書とし、調査研究の観点は、次の内容を基本とする。

(1) 内 容

①児童の興味・関心の高揚、発達段階に配慮されているか。

②基礎的・基本的な内容の押さえ方に配慮されているか。

③児童の主体的な学習が促されるよう、学び方や考え方への配慮がされているか。

(2) 構成・分量

①基礎的・基本的な内容と発展的な内容とが系統性をもつよう配慮されているか。

②各単元・教材の学習内容の分量に配慮がされているか。

③全体の構成を見通して指導できるような配慮がされているか。

(3) 表記・表現

①分かりやすい表記・表現になるよう配慮がされているか。

②児童が興味・関心をもてるよう写真、挿絵、図表等に配慮がされているか。

③発達段階を踏まえた表記・表現になるよう配慮がされているか。

(4) 使用上の便宜

①児童の学習活動が展開しやすくなるような配慮がされているか。

②使いやすくなるよう印刷製本に配慮がされているか。

③事例や体験の紹介等、児童の親しみやすさに配慮がされているか。

3 報告様式

(1) 調査委員会からの調査研究報告書の様式（様式1）は、別に定める。

(2) 専門部会からの調査研究報告書の様式（様式2）は、別に定める。

4 見本本展示会

(1) 見本本展示会は、奥多摩町立古里図書館で開催する。

(2) 見本本展示期間は、法定展示期間とする。

5 周知方法

(1) 採択協議会の日時、見本本展示会実施期間等の周知は、広報又は関係町村教育委員会

ホームページに掲載して行う。

6 庶務

令和2年度使用小学校教科用図書の採択に係る庶務は、日の出町教育委員会事務局において処理する。

7 補則

- (1) 調査委員長は、採択協議会における調査報告の際、専門部会長を説明員として招聘することができる。
- (2) 調査委員会の下に付置される専門部会については、採択権者の判断と責任によって置かないことができる。
- (3) この実施細目に関し必要な事項は、関係町村教育委員会が協議の上、採択協議会の事務を担当する日の出町教育委員会事務局が別に定める。
- (4) 元号の表記は、新元号施行に準じて取り扱う。

附 則

この細目は、平成31年4月25日から施行する。